

別府市学校給食施設のあり方検討委員会設置要綱

制 定 平成 30 年 12 月 26 日
別府市教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 別府市立小・中学校の児童・生徒へ学校給食を安定的に提供するため、別府市立単独調理場及び共同調理場（以下「学校給食施設」という。）のあり方について検討するため、別府市学校給食施設のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 この検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を別府市教育委員会に報告する。

- (1) 学校給食施設の整備について
- (2) 学校給食施設の運営について
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と定める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けた時は、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長は委員長があたる。

2 会議の議事は、委員の過半数以上の出席で開催し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の事務局は、別府市教育庁教育政策課及びスポーツ健康課に置く。なお、事務総括はスポーツ健康課が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第2条に定める所掌事務が完了した日限り、その効力を失う。